

○独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程

平成25年3月29日
住機規程第32号

令和5年12月5日 住機規程第50号改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本給（第4条－第6条）
- 第3章 諸手当（第7条－第9条の2）
- 第4章 給与の支給方法（第10条－第14条）
- 第5章 補則（第15条－第24条）

附則

第1章 総則

（適用）

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の再雇用職員（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号。以下「再雇用職員就業規則」という。）第2条第2項に規定する再雇用職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第2条 理事長は、この規程に基づいて、再雇用職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第3条 再雇用職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、通勤手当、勤勉手当及び寒冷地手当

第2章 基本給

（本俸）

第4条 再雇用職員の受ける本俸は、新たに再雇用職員として採用される際及び雇用期間の更新（再雇用職員就業規則第6条に規定する雇用期間の更新をいう。以下同

じ。)の都度、それぞれの職務及び役職に応じて決定する。

2 本俸の月額、再雇用職員それぞれの職務及び役職に応じて、次の各号に掲げるシニアアソシエイト職本俸表の等級及び勤務体制（再雇用職員就業規則第16条の適用を受ける勤務（以下「7時間20分勤務」という。））、再雇用職員就業規則第24条の2項第1項の適用を受ける勤務（以下「週4日勤務」という。）又は再雇用職員就業規則第24条の3第1項の適用を受ける勤務（以下「時短勤務」という。）をいう。以下同じ。）に応じた額とする。

一 シニアアソシエイト職本俸表（別表第1）

二 シニアアソシエイト職（補佐役）本俸表（別表第2）

三 シニアアソシエイト職（専門職）本俸表（別表第3）

3 前項の本俸表及び本俸表の等級の項の適用される再雇用職員の範囲は、独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第6条に規定する別表（シニアアソシエイト職に限る。）の定めるところによる。

（再雇用職員の本俸）

第5条 再雇用職員の本俸は、それぞれの職務と役職に応じて適用される前条第2項各号の本俸表において、新たに再雇用職員として採用される場合は退職日に適用されていた独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（平成19年住機規程第30号）第4条第2項各号における等級及び号俸と、雇用期間の更新をする場合は更新日の前日に適用されていた本俸表における等級及び号俸と、それぞれ同じ等級及び号俸とする。ただし、新たに再雇用職員として採用される場合は、再雇用職員として採用される前の能力及び実績を踏まえて1等級上位又は1等級下位の等級に格付することができるものとし、その場合における本俸の額は、次の各号に定めるところにより決定する。

一 1等級上位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の1等級上位の等級における号俸の額（同額がない場合は直近上位の号俸の額）に10,000円を加えた額に相当する同等級における号俸の額（同額の号俸の額がない場合は、直近下位の号俸の額）

二 1等級下位の等級とする場合 本文の規定により再雇用時に適用される本俸表の等級における号俸の額と同額の1等級下位の等級における号俸の額（同額がない場合は、直近下位の号俸の額）

い場合は直近下位の号俸の額) から10,000円を減じた額に相当する同等級における号俸の額 (同額の号俸の額がない場合は、直近上位の号俸の額)

- 2 前項の決定について必要な事項は、総務人事部の事務を担当する役員 (以下単に「役員」という。) がその都度定める。

(昇給)

第6条 再雇用職員は昇給しない。

第3章 諸手当

(役職手当)

第7条 役職手当は、独立行政法人住宅金融支援機構組織規程 (平成19年住機規程第2号) 第23条の2に規定する補佐役及び第23条の3に規定する特別専任並びに職種職位規程第7条に規定する専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト及び専門シニアアソシエイトの職務を行う職にある者に対して支給する。

- 2 役職手当の月額、次の各号に掲げる役職に応じて、当該各号に定める額とする。

一 補佐役 60,000円

二 特別専任 10,000円

三 専門上席シニアアソシエイト、専門専任シニアアソシエイト及び専門シニアアソシエイト 30,000円

- 3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(特別都市手当)

第7条の2 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する再雇用職員に対して支給する。

- 2 特別都市手当の月額、本俸及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100分の12

二 大阪市 100分の9

三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100分の6

四 広島市及び福岡市 100分の4

- 3 第1項に規定する地域に在勤する再雇用職員がその在勤する地域 (以下「在勤地

域」という。)を異にして異動した場合(当該再雇用職員が再雇用職員として当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。)において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合(役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における在勤地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該再雇用職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特例都市手当を支給する。ただし、当該再雇用職員が当該異動の日から2年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該再雇用職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合(異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。)

二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後2年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 前3項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(時間外勤務手当)

第8条 再雇用職員で時間外勤務(再雇用職員就業規則第19条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。)、休日勤務(再雇用職員就業規則第25条第1項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。)又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務(再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間(再雇用職員就業規則第24条の2第2項に規定する週4日勤務再雇用職員(以下単に「週4日勤務再雇用職員」という。)にあつては、再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間、再雇用職員就業規則第24条の3第2項に規定する時短勤務再雇用職員(以下単

に「時短勤務再雇用職員」という。)にあっては、再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間)の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする1週間について40時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。)を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- | | | |
|---|--|----------|
| 一 | 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間(以下この条において「深夜時間」という。)以外である時間外勤務(第5号に掲げる勤務を除く。) | 100分の125 |
| 二 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務(第6号に掲げる勤務を除く。) | 100分の150 |
| 三 | 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務(第5号に掲げる勤務を除く。) | 100分の135 |
| 四 | 勤務時間が深夜時間である休日勤務(第6号に掲げる勤務を除く。) | 100分の160 |
| 五 | 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務(再雇用職員就業規則第24条第4項に規定する日(以下「法定休日」という。)における休日勤務を除く。)のうち、前各号に掲げる勤務(法定休日における休日勤務を除く。)の合計時間(週4日勤務再雇用職員にあっては再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計、時短勤務再雇用職員にあっては再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計が、それぞれ再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間に達するまでの時間を除く。次号において同じ。)が73時間に達した後に行われるもの | 100分の150 |
| 六 | 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務(法定休日における休日勤務を除く。)のうち、第1号から第4号まで | 100分の175 |

に掲げる勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が73時間に達した後に行われるもの

七 1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務 100分の25

2 前項の規定にかかわらず、週4日勤務再雇用職員又は時短勤務再雇用職員が、再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）以外の日において、再雇用職員就業規則第24条の2第3項に規定する勤務時間（時短勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の3第1項に規定する勤務時間）と当該勤務時間を超えてした時間外勤務の時間との合計が再雇用職員就業規則第16条に規定する勤務時間に達するまでの間の時間外勤務に関する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の100」と、同項第2号中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項5号中「100分の150」とあるのは「100分の100」と、同項6号中「100分の175」とあるのは「100分の125」とする。

3 第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸、役職手当及び特別都市手当のそれぞれの月額合計額（第9条の3の規定により寒冷地手当を支給される再雇用職員にあつては、毎月11月1日から翌年3月31日までの間は当該手当の月額を加算した額）に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額とする。

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第12条の規定に準じて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

（勤勉手当）

第9条の2 勤勉手当は、再雇用職員が6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額及び特別都市手当の月額の合計額に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成29年住機規程第83号）第3条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第1条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12月1日を基準日として

支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。

- 3 基準日に在職する再雇用職員のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下「人事考課実施規程」という。）第3条第3項に規定する能力評定をいう。以下同じ。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。以下同じ。）がいずれもAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもCであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給する。ただし、新たに再雇用職員として採用された年度の基準日における勤勉手当にあっては、当該年度の前年度の職員（職員就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であった上半期及び下半期の評定期間における能力評定の評語がいずれもS又はAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもC又はDであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給するものとする。
- 4 前項ただし書の規定は、第5条第1項ただし書の規定により1等級上位又は1等級下位の等級に格付された再雇用職員には適用しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（寒冷地手当）

第9条の3 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより再雇用職員に対して支給する。

第4章 給与の支給方法

（給与の支払）

- 第10条 再雇用職員の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その再雇用職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接再雇用職員に支払うものとする。
- 2 再雇用職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。
 - 3 前2項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の支給日)

第11条 再雇用職員の本俸、役職手当、特別都市手当及び寒冷地手当（以下「本俸等」と総称する。）は、当月分を毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

- 2 再雇用職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。
- 3 再雇用職員の通勤手当は、一般職給与法第12条第8項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 再雇用職員の勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(採用、退職等の場合の給与の支給)

第12条 月の初日以外の日において新たに採用した再雇用職員には、その日から本俸等を支給する。

- 2 月の初日以外の日において勤務体制の変更等により本俸の額に異動を生じた再雇用職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。
- 3 再雇用職員が、再雇用職員就業規則第49条若しくは第50条の規定により退職し、又は再雇用職員就業規則第51条若しくは第52条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸等を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、新たに採用した再雇用職員及び退職し、又は解雇された再雇用職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(日割りによる給与の計算)

第13条 前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき（同条第1項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外のとき（同条第2項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、再雇用職員就業規則第24条の2第6項に規定する休日）を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、前項の規定により算出した本俸及び役職手当の額の合計額に第7条の2第2項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の非常時払)

第14条 再雇用職員が、支給定日前であっても、再雇用職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求の日の属する月の初日から請求の日までの給与（勤勉手当を除く。）を支給する。

2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

第5章 補則

(欠勤者の給与)

第15条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第22条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、それぞれの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該再雇用職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

2 前項に規定するもののほか、欠勤をした再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(出勤として取り扱われた場合の特例)

第16条 前条の規定にかかわらず、再雇用職員就業規則第56条第2項、第57条第4項又は第59条第2項の規定により出勤として取り扱われた再雇用職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第17条 再雇用職員就業規則第26条に規定する年次有給休暇、再雇用職員就業規則第32条に規定する特別有給休暇及び再雇用職員就業規則第38条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第18条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第34条及び第35条の規定による無給休暇を

受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、無給休暇を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた再雇用職員の給与)

第19条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第35条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は再雇用職員就業規則第36条の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた再雇用職員の給与)

第20条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第37条第1項第1号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等（第3項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その半額を支給する。

- 2 再雇用職員就業規則第37条第1項第2号の規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する。

- 3 療養型にあっては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。

- 4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。

- 5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(育児休業等を受けた再雇用職員の給与)

第21条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第39条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受ける場合の当該再雇用職員に対する本俸等は、育児休業を開

始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その配偶者が出産した場合で、子の出生日から8週間以内に受けた最初の育児休業（出産後8週間以内に終了するものに限る。）であつて、当該育児休業の期間から再雇用職員就業規則第24条に規定する休日（週4日勤務再雇用職員にあつては、同条第6項に規定する休日）を除いた日数が5日以内であるもの（以下「産後8週以内育児休業」という。）を受ける再雇用職員に対する本俸等は、全額を支給する。
- 3 育児休業を受けた再雇用職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額を調整することができる。
- 4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。
- 5 再雇用職員が再雇用職員就業規則第40条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該再雇用職員に対する本俸等は、第15条第1項の規定を準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける再雇用職員及び育児短時間勤務を受ける再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（休職者の給与）

第22条 再雇用職員が再雇用職員就業規則第45条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該再雇用職員に対する本俸及び特別都市手当は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に依つて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

- 一 再雇用職員就業規則第45条第1号から第3号までに掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の80
 - 二 再雇用職員就業規則第45条第4号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の60
 - 三 再雇用職員就業規則第45条第5号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 その都度定める。
- 2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、役職手当は支給しない。
 - 3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間の特別都市手当は、第7条の

2 第2項中「本俸及び役職手当」とあるのを「本俸」と読み替えて算出した額を支給する。

4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第13条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた再雇用職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第23条 再雇用職員就業規則第63条第1項の規定により減給の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1年間の勤務時間)

第23条の2 この規程に定める1年間の勤務時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間における所定の勤務時間をもって算出する。

2 第8条第3項並びに第15条第1項第1号及び第2号に規定する1年間の勤務時間は、算出事由発生時の勤務体制における4月1日から翌年の3月31日までの間の所定の勤務時間とする。

(端数計算)

第24条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号

) 第5章第2節の規定による退職をいう。)をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成28年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職(独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則(平成25年住機規程第36号)第5章第2節の規定による退職をいう。)をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月4日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成29年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職(独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則(平成25年住機規程第36号)第5章第2節の規定による退職をいう。)をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成30年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表の本俸表は、平成31年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られた再雇用職員の本俸の月額が、この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（以下「旧規程」という。）第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を下回る場合は、当該再雇用職員が在職の間は、旧規程第4条第2項の規定を適用して得られる本俸の月額を適用する。ただし、新規程第5条第1項ただし書の規定により1等級下位の等級に格付された再雇用職員並びに令和5年4月1日施行の

独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第3条第2項及び第3項に基づく再雇用職員については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月8日から施行する。

附 則（令和4年住機規程第68号）（抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（適用）

3 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程別表第1、別表第2及び別表第3の本俸表は、令和4年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年住機規程第50号）（抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（適用）

4 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員就業規則（平成25年住機規程第36号）第5章第2節の規定による退職をいう。）をした再雇用職員にあつては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

シニアアソシエイト職本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
1	160,950	170,769	213,688	254,728	279,476	319,904	341,020
2	162,037	172,209	214,866	255,584	280,295	320,251	
3	163,123	173,650	216,043	256,439	281,114	320,599	
4	164,210	175,090	217,221	257,295	281,932	320,948	
5	165,296	176,530	218,398	258,150	282,751	321,295	
6	166,382	177,902	219,575	259,006	283,570	321,644	
7	167,469	179,273	220,753	259,862	284,389	321,992	
8	168,555	180,645	221,930	260,717	285,208	322,340	
9	169,642	182,016	223,108	261,573	286,027	322,687	
10	170,728	183,387	224,285	262,428	286,845	323,035	
11	171,814	184,759	225,462	263,283	287,664	323,383	
12	172,901	186,131	226,639	264,139	288,483	323,732	
13	173,987	187,503	227,816	264,995	289,302	324,079	
14	175,074	188,874	228,994	265,423	290,053	324,428	
15	176,160	190,245	230,171	265,850	290,804	324,776	
16	177,246	191,617	231,349	266,278	291,554	325,123	
17	178,333	192,989	232,526	266,706	292,305	325,471	
18	179,419	194,018	233,703	267,133	293,055	325,750	
19	180,506	195,046	234,881	267,561	293,806	326,028	
20	181,592	196,075	236,058	267,989	294,557	326,306	
21	182,678	197,103	237,236	268,417	295,308	326,585	
22	183,610	197,515	238,413	268,845	295,989		
23	184,541	197,926	239,452	269,273	296,672		
24	185,472	198,338	240,491	269,700	297,354		
25	186,403	198,750	241,530	270,128	298,037		
26	187,334	199,161	242,569	270,556	298,514		
27	188,266	199,572	243,608	270,983	298,992		
28	189,197	199,984	244,647	271,411	299,470		
29	190,128	200,395	245,685	271,839	299,948		
30	191,059	200,807	246,724	272,267	300,425		
31	191,990	201,219	247,763	272,695	300,903		
32	192,922	201,629	248,802	273,123	301,380		
33	193,853	202,041	249,841	273,550	301,858		
34	194,629	202,453	250,879	273,978	302,268		
35	195,405	202,864	251,919	274,406	302,677		
36	196,181	203,276	252,958	274,833	303,087		
37	196,957	203,687	253,996	275,261	303,496		
38	197,733	204,030	255,035	275,689	303,906		
39	198,509	204,373	256,074	276,116	304,315		
40	199,285	204,716	257,113	276,545	304,724		
41	200,061	205,059	258,152	276,973	305,134		
42	200,526	205,402	259,190				
43	200,992	205,745	260,229				
44	201,458	206,088	260,576				
45	201,923	206,430	260,922				
46	202,389	206,704	261,268				
47	202,854	206,979	261,615				
48	203,320	207,253	261,961				
49	203,786	207,528	262,308				
50	204,251	207,768	262,653				
51	204,717	207,974	262,966				
52	205,105	208,179	263,277				
53	205,493	208,385	263,589				
54	205,881	208,591	263,900				
55	206,269	208,797	264,177				
56	206,657	209,003	264,454				
57	207,045	209,208	264,731				
58	207,433	209,414	265,008				
59	207,821	209,619	265,285				
60	208,209	209,825	265,563				
61	208,597	210,031	265,701				

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

1	2	3	4	5	6	7
117,055	124,196	155,409	185,257	203,255	232,657	248,015
117,845	125,243	156,266	185,879	203,851	232,910	
118,635	126,291	157,122	186,501	204,447	233,163	
119,425	127,338	157,979	187,124	205,041	233,417	
120,215	128,385	158,835	187,745	205,637	233,669	
121,005	129,383	159,691	188,368	206,233	233,923	
121,796	130,380	160,548	188,991	206,828	234,176	
122,585	131,378	161,404	189,612	207,424	234,429	
123,376	132,375	162,260	190,235	208,020	234,681	
124,166	133,372	163,116	190,857	208,615	234,935	
124,956	134,370	163,972	191,479	209,210	235,188	
125,746	135,368	164,828	192,101	209,806	235,441	
126,536	136,366	165,684	192,724	210,401	235,694	
127,327	137,363	166,541	193,035	210,948	235,948	
128,116	138,360	167,397	193,345	211,494	236,201	
128,906	139,358	168,254	193,657	212,039	236,453	
129,697	140,356	169,110	193,968	212,585	236,706	
130,487	141,104	169,966	194,279	213,131	236,909	
131,277	141,852	170,823	194,590	213,677	237,111	
132,067	142,600	171,679	194,901	214,223	237,313	
132,857	143,348	172,535	195,212	214,769	237,516	
133,535	143,647	173,391	195,524	215,265		
134,212	143,946	174,147	195,835	215,761		
134,889	144,246	174,903	196,145	216,257		
135,566	144,545	175,658	196,457	216,754		
136,243	144,844	176,414	196,768	217,101		
136,921	145,143	177,169	197,079	217,449		
137,598	145,443	177,925	197,390	217,796		
138,275	145,742	178,680	197,701	218,144		
138,952	146,041	179,436	198,012	218,491		
139,629	146,341	180,191	198,324	218,839		
140,307	146,639	180,947	198,635	219,185		
140,984	146,939	181,703	198,945	219,533		
141,548	147,239	182,457	199,257	219,831		
142,113	147,537	183,214	199,568	220,129		
142,677	147,837	183,969	199,879	220,427		
143,241	148,136	184,724	200,190	220,724		
143,806	148,385	185,480	200,501	221,023		
144,370	148,635	186,236	200,812	221,320		
144,935	148,884	186,991	201,124	221,617		
145,499	149,134	187,747	201,435	221,916		
145,837	149,383	188,502				
146,176	149,633	189,257				
146,515	149,882	189,510				
146,853	150,131	189,761				
147,192	150,330	190,013				
147,530	150,530	190,265				
147,869	150,729	190,517				
148,208	150,929	190,769				
148,546	151,104	191,020				
148,885	151,254	191,248				
149,167	151,403	191,474				
149,449	151,553	191,701				
149,732	151,703	191,927				
150,014	151,852	192,129				
150,296	152,002	192,330				
150,578	152,151	192,532				
150,860	152,301	192,733				
151,143	152,450	192,935				
151,425	152,600	193,137				
151,707	152,750	193,237				

別表第2 (第4条関係)

シニアアソシエイト職(補佐役)本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	5	6	7
1	339,363	388,454	438,454
2	340,358	388,877	
3	341,352	389,299	
4	342,346	389,722	
5	343,341	390,144	
6	344,335	390,567	
7	345,330	390,990	
8	346,324	391,412	
9	347,319	391,835	
10	348,312	392,257	
11	349,307	392,680	
12	350,301	393,103	
13	351,296	393,525	
14	352,290	393,948	
15	353,284	394,370	
16	354,279	394,793	
17	354,941	395,215	
18	355,853	395,553	
19	356,765	395,891	
20	357,676	396,229	
21	358,588	396,568	
22	359,416		
23	360,244		
24	361,073		
25	361,902		
26	362,482		
27	363,062		
28	363,642		
29	364,222		
30	364,801		
31	365,382		
32	365,962		
33	366,542		
34	367,039		
35	367,537		
36	368,034		
37	368,531		
38	369,028		
39	369,526		
40	370,022		
41	370,519		

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

等級 号俸	5	6	7
1	246,809	282,512	318,876
2	247,533	282,820	
3	248,256	283,127	
4	248,979	283,434	
5	249,703	283,741	
6	250,425	284,049	
7	251,149	284,356	
8	251,872	284,663	
9	252,596	284,971	
10	253,318	285,278	
11	254,041	285,585	
12	254,764	285,893	
13	255,488	286,200	
14	256,151	286,508	
15	256,814	286,815	
16	257,476	287,122	
17	258,139	287,429	
18	258,802	287,675	
19	259,465	287,921	
20	260,128	288,167	
21	260,791	288,413	
22	261,393		
23	261,996		
24	262,599		
25	263,201		
26	263,623		
27	264,045		
28	264,467		
29	264,889		
30	265,310		
31	265,732		
32	266,154		
33	266,576		
34	266,937		
35	267,300		
36	267,661		
37	268,023		
38	268,384		
39	268,746		
40	269,107		
41	269,468		

シニアアソシエイト職(専門職)本俸表

イ 7時間20分勤務

(単位:円)

等級 号俸	3	4	5	6	7
1	244,215	291,118	319,401	365,604	389,737
2	245,561	292,096	320,337	366,002	
3	246,906	293,074	321,273	366,399	
4	248,252	294,051	322,208	366,798	
5	249,598	295,029	323,144	367,194	
6	250,943	296,006	324,080	367,593	
7	252,289	296,985	325,016	367,990	
8	253,634	297,962	325,952	368,388	
9	254,980	298,940	326,888	368,786	
10	256,326	299,918	327,823	369,183	
11	257,671	300,895	328,759	369,581	
12	259,016	301,874	329,695	369,979	
13	260,362	302,851	330,631	370,376	
14	261,707	303,830	331,567	370,774	
15	263,053	303,829	332,347	371,172	
16	264,398	304,318	333,204	371,570	
17	265,744	304,806	334,062	371,967	
18	267,090	305,295	334,920	372,286	
19	268,435	305,784	335,778	372,603	
20	269,781	306,274	336,636	372,922	
21	271,126	306,762	337,494	373,240	
22	272,472	307,251	338,352		
23	273,818	307,740	339,210		
24	274,164	308,229	339,334		
25	276,034	308,718	340,614		
26	277,222	309,206	341,159		
27	278,409	309,695	341,706		
28	279,596	310,184	342,251		
29	280,783	310,673	342,798		
30	281,970	311,162	343,342		
31	283,158	311,651	343,889		
32	284,345	312,140	344,434		
33	285,532	312,629	344,981		
34	286,719	313,118	345,449		
35	287,907	313,606	345,917		
36	289,094	314,095	346,385		
37	290,282	314,584	346,853		
38	291,469	315,073	347,321		
39	292,656	315,562	347,789		
40	293,843	316,051	348,256		
41	295,030	316,540	348,724		

ロ 週4日勤務又は時短勤務

(単位:円)

等級 号俸	3	4	5	6	7
1	177,611	211,722	232,292	265,894	283,445
2	178,590	212,433	232,972	266,183	
3	179,568	213,145	233,653	266,472	
4	180,547	213,855	234,333	266,762	
5	181,526	214,567	235,014	267,050	
6	182,504	215,277	235,695	267,340	
7	183,483	215,989	236,375	267,629	
8	184,461	216,700	237,056	267,919	
9	185,440	217,411	237,737	268,208	
10	186,419	218,122	238,417	268,497	
11	187,397	218,833	239,097	268,786	
12	188,375	219,545	239,778	269,076	
13	189,354	220,255	240,459	269,364	
14	190,332	220,966	241,140	269,654	
15	191,311	221,677	241,821	269,943	
16	192,289	222,388	242,502	270,233	
17	193,268	223,099	243,183	270,521	
18	194,247	223,810	243,864	270,810	
19	195,225	224,521	244,545	271,100	
20	196,204	225,232	245,226	271,390	
21	197,183	225,943	245,907	271,680	
22	198,161	226,654	246,588	271,970	
23	199,140	227,365	247,269	272,260	
24	199,888	228,076	247,950	272,550	
25	200,752	228,787	248,631	272,840	
26	201,616	229,498	249,312	273,130	
27	202,479	230,209	250,000	273,420	
28	203,343	230,920	250,688	273,710	
29	204,206	231,631	251,377	274,000	
30	205,069	232,342	252,066	274,290	
31	205,933	233,053	252,755	274,580	
32	206,796	233,764	253,444	274,870	
33	207,660	234,475	254,133	275,160	
34	208,523	235,186	254,822	275,450	
35	209,387	235,897	255,511	275,740	
36	210,250	236,608	256,200	276,030	
37	211,114	237,319	256,889	276,320	
38	211,977	238,030	257,578	276,610	
39	212,841	238,741	258,267	276,900	
40	213,704	239,452	258,956	277,190	
41	214,567	240,163	259,645	277,480	